

中期目標（案）、中期計画（案）（9 / 2 6 最終版）

独立行政法人 水資源機構

中期目標（案）	中期計画（案）
<p>（序文） 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。</p> <p>（前文） 水は生命の根源であり、生活の基盤をなす基本的な資源である。 水利用の実態を概観してみると、これまでの水資源開発により、増加し続けてきた水需要に対し供給が追いつかない状況は脱しつつあるところであるが、近年の降水の年々変動の増大や少雨化傾向等により、安定的な水供給を確保する上でそれぞれの水系毎に対応すべき課題が残されている状況にある。 また、国民の健康面での安全性に関する意識の高まり等から、飲料水、かんがい用水等として利用される水の「質」に対する要求も高くなっている。 このような状況の中、水資源開発公団については、特殊法人等整理合理化計画により、新規の開発事業は行わないこととする方針が示され、機構が設立された。 機構が、水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築及び管理等を行うことにより、用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図るという役割を果たしていくに当たっては、ライフサイクルを通じたコスト低減の観点も含めたコスト縮減、円滑な事業実施のための関係機関との連携、水質を含めた環境の保全に関する配慮、ライフライン確保等の観点からの適切な危機管理、水源地域の保全・活性化等に継続的に取り組むこと等により、利水者・国民のニーズに応えるよう努めることが期待される。 また、これらの業務実施に当たっては、独立行政法人制度の趣旨に則り、適正かつ効率的に業務を運営するとともに、利水者をはじめとした関係者はもとより広く国民に対し組織及び業務運営の状況につき適切に情報提供に努めなければならない。 さらに、水資源開発基本計画が変更された際や行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく個別事業の事業評価等が行われた際は、必要に応</p>	<p>（序文） 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣から指示を受けた平成15年10月1日から平成20年3月31日までの期間における独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）の中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を以下のとおり定める。</p> <p>（前文） 機構は、水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い、用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的として設立された独立行政法人である。 近年の国民の価値観の多様化に対応して、水資源の開発及び利用に関しては、用水として利用される水の「質」に対する要求が高まるなど、量的な安定供給のみならず、流域全体を見据えた水質をはじめとする水環境の保全や水源地域の活性化が重要になっている。一方、我が国経済が厳しい状況にあることも反映して、利水者等からコストの一層の抑制を要請されている。 機構は、これらの状況を的確に把握し、所期の使命を果たすとともに、その業務運営上、より透明性を確保することで、利水者をはじめ広く国民から信頼され、一層の協力・支援を得られる組織となり、「安全で良質な水を安定して安くお届けする」ことを理念として、公共公益的な役割を民間企業的な経営感覚をもって効率的かつ自律的に実施していくものとする。 なお、水資源開発基本計画が変更された際や行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく個別事業の事業評価等が行われた際は、必要に応じて、事業実施計画・中期計画の変更等の措置を早期に講じるほか、中期計画に基づいて策定される計画等個々の施策や財務の執行については、その実施状況のフォローアップを適宜行い、必要に応じてその内容を見直す等、柔軟な対応を図るものとする。</p>

じて、事業実施計画・中期計画の変更等の措置を早期に講じるものとする。  
以上の観点を踏まえた上で、水道、農業、工業の各用水の低廉かつ安定的な供給等を行うことにより、国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資するという、法人の任務を的確に遂行するものとする。

#### 1 中期目標の期間

機構の第1期中期目標の期間は、平成15年10月1日から平成20年3月31日までの4年6ヶ月間とする。

#### 2 業務運営の効率化に関する事項

##### (1) 機動的な組織運営

独立行政法人として効率的な事業運営を行うために、機動的な組織運営を図ること。また、職員のインセンティブ確保等による資質向上に努めること。

##### 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

業務運営の効率化を図るため、機動的な組織運営及び効率的な業務運営に努めるとともに事務的経費の節減を実施する。

また、利水者や地域の方々との信頼関係を一層発展させるとともに、職員の意識改革を図るため、利水者との意見交換、流域に関する勉強会の実施、広報の充実等を柱とした「アクションプログラム」を本社、支社、局及び全事務所で実施する。

##### (1) 機動的な組織運営

重点的かつ効率的な組織整備を行うことにより、機動的な組織運営の実現を図る。

また、新人事制度の導入・運用や職員のインセンティブ確保等による資質向上を図る。

##### 機動的な組織運営

本社においては、機構発足に併せて、利水者窓口の明確化を図る組織、中長期的な視点に立った事業計画の立案、計画実施後の評価等の経営戦略を担う組織、事業実施から負担金調整までの業務を一貫して担う組織の整備を実施するとともに、支社及び局においても、利水者対応窓口機能の強化を図る。

また、複数の組織に横断的に関係する課題等に対しては、プロジェクトチーム等の活用を図る。

さらに、新築、改築又は管理を新たに開始する施設に係る事務所については、原則として、総合事業所（総合管理所）化等を図ることにより、効率的な組織整備を図るとともに、既存施設に係る事務所等についても利水者の意向を踏まえつつ、可能な限り近隣事務所間の統合を行う。

##### 新人事制度の導入・運用

(2) 効率的な業務運営

業務運営全体を通じて、情報化・電子化による業務改善、業務の外部委託等を図ることにより、効率的で経済的な事業の推進が可能となる環境を確保すること。

機構発足に併せて、職員的能力開発に寄与し、インセンティブの確保及び向上に資するため、機構の経営理念及び組織目標の実現に向けて努力し、又は貢献している職員的能力や業績を適正に評価する能力等級制度、評価制度等を導入する。また、これらの制度による評価結果を給与、さらに適材適所の人員配置等に反映する新人事制度を導入する。なお、運用後も当該制度の改善点等の検討を行うとともに、その適正な運用を図る。

職員の資質向上

機構発足に併せて、職員がその能力を発揮できるよう、等級別に修得すべき能力、知識等を明確にし、OJT、任用、研修、自己研鑽等を通じた職員の育成のための人材育成プログラムを作成する。

また、職員自らが積極的に自己研鑽しやすい環境を作ることにより、現在職員が取得している機構業務に関連する公的資格保有率（1資格1ポイントと評価し職員総数で割った割合）を、1.0（平成15年4月現在）から1.2へ向上させる。

(2) 効率的な業務運営

業務運営全体を通じて、情報化・電子化による業務改善、業務の一元化の推進及び外部委託を引き続き実施することにより、業務運営の効率化を図り、効率的かつ経済的な業務の推進が可能となる環境を確保する。

情報化・電子化による業務改善

機構移行に伴い必要となる既存システムの更新を実施するとともに、IT（情報技術）を有効利用し、更なる業務の効率化を図ることが可能な環境を確保するため、次に掲げるシステムの開発等を実施する。

1) 人事システムの総合システム化

平成16年度までに、新人事制度導入に伴う人事システムの更新を実施するとともに、総務・人事部門の勤務時間管理、諸手当申請・認定、旅費等に係る定型事務の効率化、簡素化を図るため、機構内での各種届出、申請等の業務を支援する電子申請システムの開発を行う。電子申請システムの開発に当たっては、BPR（ITを活用した業務プロセスの再構築）を実施し、業務プロセスの簡素化を図るとともに、給与計算業務の効率化、省力化を図るため、人事システムと自動連携した人事総合システムとする。

(3) 事務的経費の節減  
事務的経費（人件費（退職手当を除く。）を含み、本社移転経費を除く。）については、特殊法人時の最終年度（平成14年度）と中期目標期間の最終年度を比較して13%節減すること。

(4) 事業費の縮減  
事業費については、特殊法人時の最終年度（平成14年度）と中期目標期間の最終年度と比較して10%縮減すること。

### 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 計画的で的確な事業の実施

2) 知識活用（ナレッジ）システムの実施  
個々の職員の持つ知識、ノウハウを組織全体として活用することができる機構資料の検索機能、個々の職員が専門とする技術等に関する問い合わせ機能等を有する知識活用（ナレッジ）システムについては、対象としている職員の割合を、概ね50%（平成15年4月現在）から100%に拡大する。

3) C A L S / E C の推進  
C A D（電子作図システム）、G I S（地理情報システム）などシステムの統一化及びインターネットを利用した情報の共有化を推進する。また、電子納品の対象工事においては、電子納品対象契約額を6,000万円以上から500万円以上とし、契約額500万円以上の電子納品の割合を、6%（平成14年度実績）から100%に拡大する。

組織間の役割分担の見直しと業務の一元化  
平成17年度までに、今後における機構の役割、業務の見通し等を踏まえつつ、本社、支社、局及び事務所との間の役割分担を整理することにより、複数の部署にまたがる業務の一元化を図る。

外部委託の実施  
庁舎管理、車両管理など単純、定型的な業務については、概ね100%の外部委託を実施する。

(3) 事務的経費の節減  
機動的な組織運営や効率的な業務運営を図ることなどにより、事務的経費（人件費（退職手当を除く。）を含み、本社移転経費を除く。）については、特殊法人時の最終年度（平成14年度）と中期目標期間の最終年度を比較して13%節減する。

(4) 事業費の縮減  
事業費については、単価の見直しや事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、特殊法人時の最終年度（平成14年度）と中期目標期間の最終年度と比較して10%縮減する。

### 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 計画的で的確な事業の実施

施設の新築事業については、渇水時にも安定的に水を供給する観点から計画的かつ的確な実施に努めること。

施設の改築事業については、ライフサイクルコスト低減の観点、水路からの漏水防止及び地震時等の施設損壊による断水防止等の安定的な水の供給の観点から計画的かつ機動的な実施に努めること。

及び に附帯する業務及び委託に基づき実施する発電に係る業務についても、的確な実施に努めること。

継続中の事業については、その事業の進捗状況を踏まえた中期計画を作成すること。

中期目標期間内の事業の実施に当たっては、毎年度の国の予算を踏まえた上で、的確に行うこと。

## (2) 的確な施設の管理

施設管理規程に基づき的確な管理を行い、安定的な水供給に努めること。特に、渇水等の異常時においては、河川管理者、利水者及び関係機関との調整を図り、その影響の縮小に努めること。

日常的に水質情報を把握し、安全で良質な水の提供に努めること。また、水質が悪化した場合及び水質事故発生時には、河川管理者、利水者及び関係機関との調整を図り、その影響の軽減に努めるとともに、必要に応じその対応について率先した役割を担うこと。

特定施設においては、的確な洪水調節操作を行い、洪水被害の防止又は軽減を図ること。

施設管理に附帯する業務及び委託に基づき実施する発電に係る業務についても、的確な実施に努めること。また、水資源の利用の合理化に資するため独立行政法人水資源機構法〔(平成14年法律第182号)以下「法」という。〕第12条第1項第2号に該当する施設として当該施

### 新築事業

別表1「ダム等事業」及び別表2「用水路等事業」に掲げる9施設の施設の新築事業については、将来の適切な施設管理の視点も含めて、計画的で的確な事業執行を図る。

### 改築事業

ライフサイクルコスト低減の観点、水路からの漏水防止及び地震時等の施設損壊による断水防止等の安定的な水の供給の観点から、別表1「ダム等事業」及び別表2「用水路等事業」に掲げる6施設の改築事業については、的確な施設更新を実施するとともに、1施設については、改築を検討する。

### 付帯業務及び委託発電業務

上記に附帯する業務及び委託に基づき実施する発電に係る業務についても、的確な実施を図る。

## (2) 的確な施設の管理

### 施設管理規程に基づいた的確な管理等

別表3「施設管理」に掲げる施設については、施設管理規程に基づいた的確な施設管理等を実施するとともに、平成6年度のような渇水の発生時においても、渇水調整と相まって、国民への重大な支障を与えないよう、その影響の軽減に努める。

なお、水資源の利用の合理化に資するため、独立行政法人水資源機構法〔(平成14年法律第182号)以下「法」という。〕第12条第1項第2号八に規定する施設の管理を受託した場合には、的確な管理を行う。

1) 安定的な水供給に当たっては、安全で良質な水の供給に努める。また、水質情報の把握を行い、富栄養化現象など水質に異常が見られた場合には、利水者や関係機関との連絡調整を図るとともに、必要に応じて、水質改善についての検討を行い、可能な対策を実施

設の管理を受託した場合には、的確な管理を行うこと。

する。

- 2) 水質事故等の発生時においては、利水者、河川管理者、関係機関等と連絡・調整を図り、的確な施設操作を行う等、その影響の軽減に努める。
- 3) 特定施設については、的確な洪水調節操作を行い、洪水被害の防止又は軽減に努める。
- 4) 施設管理に附帯する業務及び委託に基づき実施する発電に係る業務についても、的確な実施を図る。
- 5) 環境の保全に配慮したダム管理のあり方についての調査検討を行うとともに、環境への負荷の低減にも取り組む。
- 6) 水源地域と下流受益地の相互理解促進に努めるとともに、施設の役割等の理解を得るため、積極的に施設周辺地域とのコミュニケーションを図る。

#### 管理所施設等の耐震化

管理所施設等の耐震化計画を策定し、適切に対策を講じることにより耐震性能を高めた施設等の割合を、25%（平成15年4月現在）から70%に高める。

#### 説明施設等のバリアフリー化

既存の説明ホールや資料館等の説明施設のバリアフリー化計画を策定し、バリアフリー化のための改築等を進め、83%（平成15年4月現在）から100%に高める。

#### 水管理情報の発信

- 1) 中期目標期末において、機構が管理する利水及び治水機能を有する20ダムについて、毎日、水管理に関する情報（流入量、放流量、水位等）をホームページを通じて発信する。
- 2) 全管理所において日常的に水質情報の把握を行う。また、水質調査結果等を取りまとめた「水質年報（仮称）」を、平成15年度分から作成し、公表する。

- (3) 災害復旧工事の実施  
災害の発生に伴い、被害が発生した場合には、従来の機能等を早期に

- (3) 災害復旧工事の実施  
災害の発生に伴い、被害が発生した場合には、従来の機能等を早期

回復できるよう、迅速に災害復旧工事を行うこと。

(4) 総合的なコストの縮減

できるだけ安く水を供給する観点から「公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」に基づくとともに、公共事業コスト構造改革に係る取り組みを参考としつつ、新技術の開発やライフサイクルを通じたコスト低減の観点も含めた総合的なコストの縮減を図ること。

(5) 環境保全への配慮

業務の実施に当たっては、環境の保全について配慮すること。

に回復できるよう、迅速に災害復旧工事を行うとともに、これに附帯する事業についても的確な実施を図る。

(4) 総合的なコストの縮減

平成19年度において、平成14年度と比較して15%の総合コスト縮減率を達成する。このため、これまで開発及び蓄積してきた技術、ノウハウを活用し、施設等の安全性や信頼性を確保した上で、設計の最適化、ライフサイクルコストの低減、事業便益の早期発現等を主たる内容とする「水資源機構コスト構造改革プログラム（仮称）」を平成15年度中に策定し、例えば、堤体構造の見直し等、各事業においてコスト縮減に取り組む。

(5) 環境保全への配慮

水資源の開発又は利用と自然環境の保全との両立をめざし、職員の環境意識や環境対応の向上等を目的として、平成12年11月に策定した「環境に関する行動指針 - 環境対応の基本的考え方編 - 」に基づき、次に掲げる環境保全への取り組みを実施することにより、事業実施区域及びその周辺の自然環境の適切な保全を図る。

また、事業の実施に伴い発生する建設副産物等のリサイクルや環境物品等の調達についても積極的に取り組み、環境への負荷の低減を図る。

自然環境の保全

新築及び改築事業においては、事業実施に伴う動植物、生態系、水質及び景観等自然環境への影響を把握するため、事業実施区域及びその周辺の適切な自然環境調査及び環境影響予測・評価を実施し、必要に応じて影響を回避、低減及び代償するための環境保全措置を講じることにより、自然環境の保全に取り組む。これらの環境保全措置については、モニタリング調査を実施してその効果を検証する。なお、自然環境調査、環境保全措置の検討及びモニタリング調査に当たっては、必要に応じて外部専門家等から構成される委員会等を設置し、指導・助言を得ながら実施する。

面的な地形改変を伴うダム工事の実施に当たっては、環境巡視などにより現況を把握し、必要に応じて改善対策等を講じるほか、工事関係者と一体となって環境保全に取り組むために、環境保全協議会の設置や工事毎に環境保全管理担当者の配置を行う。また、環境に対する意識の向上や工事及び調査実施時の適切な環境対応に資するため、事業実施区域及びその周辺区域の自然環境の現状や希少な動植物などについて取りまとめた環境ハンドブック等を作成し、職員、工事・調査関係者、住民等に配布、周知する。

管理業務においては、施設管理が施設周辺の自然環境に与える影響の把握や施設管理と周辺の自然環境との調和が必要な場合には、自然環境調査を実施するとともに、その結果に応じて必要な環境保全措置を講じ、モニタリング調査を行う。

#### 環境学習会の実施

地域環境の保全、地域住民等への環境保全に関する知識の啓発並びに機構の事業及び環境保全の取組みに対する地域住民の理解を得ることを目的として、年間5事業所（平成14年度実績）で開催している、職員、地域住民、利水者、工事・調査関係者等が参加する環境学習会を、中期目標期間末において、全事業所が開催し、又は参加するよう拡大する。

また、環境に関する専門的知識を修得させるため、中期目標期間中延べ200名以上の職員に、外部の機関が実施する研修及び機構自らが実施する専門研修を受講させるとともに、環境に関する意識等を高めるため、中期目標期間中延べ1,000名以上の職員を対象に、環境に関するカリキュラムを設けた一般研修を実施する。

#### 環境情報の発信

環境保全の取組み等を取りまとめた「環境レポート（仮称）」及び水質調査結果等を取りまとめた「水質年報（仮称）」を、平成15年度分から作成し、公表する。

なお、「環境レポート（仮称）」の公表に際しては、種の保護等に配慮して行う。（一部再掲）

#### 建設副産物等のリサイクル

循環型社会の形成に取り組むため、次のとおり建設副産物の再資源化率、再資源化・縮減率及び有効利用率の目標値（平成17年度まで）を定め、建設工事により発生する建設副産物について、その発生を抑制するとともに、そのリサイクルを行う。

なお、平成18年度以降については、国の「建設リサイクル推進計画」に係る取組みに合わせて、新たな目標値を設定することにより、その達成を図る。

#### 〔再資源化率〕

アスファルト・コンクリート塊	98%
コンクリート塊	96%
建設発生木材	60%

#### 〔再資源化・縮減率〕



(6) 危機管理

地震災害等不測の事態に対する危機管理体制を確立し、日頃から危機的状況を想定した訓練等を実施することで、危機的状況の発生時には的確な対応を図ること。

建設発生木材	90%
建設汚泥	60%
建設混合廃棄物	H12に対し25%削減
建設廃棄物全体	88%
	[有効利用率]
建設発生土	80%

注) 機構全国平均値

また、中期目標期間中、流木のリサイクルに取り組むダム施設数を、18ダム(平成15年4月現在)から25ダム(流木が流入する全ダム数)へ拡大する。

環境物品等の調達

環境物品等の調達については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)」に基づき行うこととし、中期目標期間中における特定調達品目については、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたものの(特定調達物品等)を100%調達する。

ただし、特定調達品目のうち、公共工事については、同基本方針に規定された目標に基づき、的確な調達を図る。

環境保全に配慮したダム管理のあり方の検討

ダム管理については、地域住民等の意見を伺うアンケート等を含めて、環境の保全に配慮したダム管理のあり方について調査検討を行う。

(6) 危機管理

危機的状況への的確な対応

大規模かつ広域的な、地震、風水害、水質事故及び第三者による事故等により危機的状況が発生した場合には、防災業務計画等に基づき、迅速な情報収集及び伝達を図るとともに、施設の安全の確保と水の安定供給、被災者への対応のための適切な措置等を講じる。

日頃からの訓練

国と連携して、本社、支社、局及び全事務所を対象に災害、危機的状況を想定した訓練を、年1回以上実施するとともに、災害に備えた機構独自の、非常時参集訓練(不定時)、設備操作訓練等を適宜実施することにより、発災時に備える。

(7) 工事及び施設管理の委託に基づく業務  
法第12条第2項の規定に基づき調査、設計及び研修等並びに施設の工事及び管理を受託した場合には、その適切な実施を図ること。

(8) 関係機関との連携  
適切な役割分担の下に効率的な業務の実施を図るため、利水者をはじめとした関係機関に対し、業務運営に関する適時適切な情報提供等を行うこと等により積極的な連携を図ること。また、用途間転用等水資源の利用の合理化の実施、費用の負担割合の決定等に当たっては、関係機関との円滑な調整に努めること。

(9) 説明責任の向上  
業務運営に関する透明性の確保を図り、国民に対する機構事業の説明責任の確保に努めること。

施設の安全点検  
一般の人が利用する全ての施設を対象として、安全性の点検を毎月実施する。

(7) 工事及び施設管理の委託に基づく業務  
法第12条第2項の規定に基づき調査、設計及び研修等並びに施設の工事及び管理を受託した場合には、機構の持つノウハウや技術等を積極的に活用し、その適切な実施を図る。

(8) 関係機関との連携  
業務運営に関する適切な情報提供等を行うこと等により、関係機関と積極的な連携を図り、適切な役割分担の下に効率的な業務を推進するため、本社、支社及び局の利水者対応窓口機能の強化を図る（再掲）ほか、次に掲げる事項を実施する。

事業実施計画又は施設管理規程の策定又は変更に伴い、費用の負担割合を決定等する場合にあっては、費用負担者に対して必要な情報提供を行うとともに、関係機関との円滑な調整を図る。

利水者に対して、個別事業の年間計画策定時等、業務内容や負担金の算出根拠等の説明及び利水者の要望等の把握を行うため、年1回以上説明会を実施する。

ダム等施設管理業務においては、下流近隣市町村等を対象に、ダム放流時の連絡、手続等について、年1回以上説明会を実施する。

用水路等施設管理業務においては、管理運営に関する重要事項の審議及び利水者等の要望等の把握を行うため、年1回以上協議会等を開催する。

積極的な連携、適切な役割分担を図るため、関係機関等に必要に応じて様々な情報の提供を行うほか、危機的状況時における協力関係等を構築するため、必要な打合せ等を実施する。

用途間転用等水資源の利用の合理化の実施に当たっては、積極的に関係機関との円滑な調整を図る。

(9) 説明責任の向上  
業務運営に関する透明性の確保を図り、国民及び地域住民に対する機構業務の説明責任の確保を図るため、適時的確な情報提供を行うと

ともに、機構の行っている業務の効果を、客観的に分かりやすく説明するための方法について調査検討を行うほか、次に掲げる取組みを実施することにより、広報及び情報公開機能を強化する。

#### 水管理情報の提供

中期目標期末において、機構が管理する利水及び治水機能を有する20ダムについて、毎日、水管理に関する情報（流入量、放流量、水位等）をホームページを通じて発信する。（再掲）

#### 財務内容の公開

##### 1) 国民への財務内容の公開

財務内容の透明性の確保を図るため、財務諸表等をホームページに掲載するとともに、本社、支社、局及び全事務所に備え置くことで、閲覧できる環境を整備する。また、国民へのサービス向上を図るため、事業種別等で整理したセグメント情報についても積極的に公表する。

##### 2) 機関投資家への財務内容の公開

市場を通じ業務運営の効率化へのインセンティブを高める等の観点から導入された財投機関債の発行に伴い作成する機関投資家への事業報告書（インベスターズ・ガイド）については、ホームページに掲載し、引き続き業務運営の透明性を確保する。

#### ホームページの充実

積極的な情報発信を図り、インターネットホームページの積極的な活用を図るため、上記及びの情報の発信を行うほか、本社ホームページの英語版を作成する。また、5日以内に更新が可能な環境を整備する。

さらに、機構が国内外の学会、専門誌等に発表した研究成果等についても、掲載する。

以上の取組みを通じて、ホームページの充実を図ることにより、中期目標期末での年間アクセス件数を、16万件以上とする。

#### パンフレット等の作成・更新

機構の目的や仕組、また、施設の目的・概要等を説明するためのパンフレットについては、全施設等を対象に129種を整備しているところであるが、今後とも事業の進捗等必要に応じて見直し等を行い、更新・作成を実施する。広報誌についても、より有効で効率的な広報活動を実施するため、内容の充実を図るとともに、

(10) 事業関連地域との連携促進

事業への理解を得るとともに、円滑な事業推進等を図るため、事業関連地域と積極的な連携を図ること。特に、上下流地域の連携を促進するとともに、水源地域の保全・活性化に関する施策についても、利水者との調整を図りつつ、積極的に参画すること。

(11) 技術力の維持・向上

技術力の維持、向上及び蓄積した技術力の広範な提供を行う上での環境整備を図ること。

設置依頼箇所(平成15年4月現在 128箇所)を、10%増加させる。

「水の日」及び「水の週間」への取組み

水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について国民の関心を高め、理解を深めるため、毎年8月に実施する「水の日」及び「水の週間」について、関係機関との共同開催も含めて、本社、支社、局及び全事務所において関連イベント等取組みを実施することにより、毎年度4万人以上の来場者数を確保する。

広報活動の質の向上

広報活動の質の向上を図るため、年間を通じて各施設等において実施された広報活動について、毎年度、コンテスト等を実施する。

(10) 事業関連地域との連携促進

業務への理解、協力を得て、円滑な業務実施を図るため、次の施策を実施することにより、事業関連地域との連携を推進する。

地域のニーズ及び自然環境に配慮した施設整備・施設管理

全事務所において、地域代表者との意見交換等により地域のニーズを把握した上で、地域環境との調和や自然環境へ配慮した施設整備・施設管理の取組みを行うこととし、特に、用水路等事業においては、水路周辺の地域環境との調和等に配慮した水路づくりを行う。

地域交流の実施とコミュニケーションの増進

水源地域と下流受益地の相互理解促進のため、施設を核とした上下流交流を推進する。また、施設の役割等の理解を得るため、積極的に施設周辺地域とのコミュニケーションを図るとともに、本社、支社及び局と連携を図り、全事務所において、年1回以上施設周辺地域とのコミュニケーションの機会を設け又は参加する。

生活再建対策の実施と地域振興への協力

新築又は改築事業に直接関わる住民及び下流受益地の理解と協力を得て、水源地域対策特別措置法及び水源地域対策基金と相まって、関係者の生活再建対策を実施するとともに、地方公共団体等が実施する地域振興の推進に協力する。

(11) 技術力の維持・向上

技術力の維持、向上及び蓄積した技術力の広範な提供を図るため、次の取組みを実施する。

#### 新技術への取組み

- 1) 計画的に新技術の活用等に取り組むとともに、「施設の効率的な管理と管理技術の体系化、水資源の開発又は利用と自然環境の保全との両立、事業コスト縮減」をキーワードとした「技術5カ年計画(仮称)」を、平成15年度中に作成する。また、作成された「技術5カ年計画(仮称)」に基づき、技術の開発や普及を進め、技術力の維持・向上を図る。
- 2) 毎年度、機構内において「技術研究発表会」を実施する。また、技術開発を通じた発明・発見にあたる事案については、特許等の取得を推進する。

#### 蓄積された技術の整備・活用

これまで蓄積してきた技術力の体系的整理や新たな知見等の活用を図るため、新築、改築、管理及び環境等に関する6指針23編の指針等の作成、更新等を行う。

また、個人の持つ技術・ノウハウを組織として活用するため、知識活用(ナレッジ)システムの問い合わせ機能等の対象者拡大を図る(再掲)ことにより、蓄積された技術等の活用を図る。

#### 技術力の提供

- 1) 技術力の提供、積極的な情報発信を行うため、毎年度、上記「技術研究発表会」における優秀な論文等を50題以上、学会、専門誌等に発表する。
- 2) 機構施設における関係機関を対象とする研修の開催等を通じ、機構の技術の公開を進める。

#### 国際協力の推進

開発途上国の水資源の開発や管理を行う機関に対して、機構の蓄積した技術情報及び知識の提供や共有を図るとともに、技術者の能力養成に係る協力等の業務を行う。

#### 4 財務内容の改善に関する事項

「2 業務運営の効率化に関する事項」及び「3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」で定めた事項について配慮するとともに、中期目標期間中に計画される事業量等に基づき中期計

#### 3 予算(人件費の見積りを含む)収支計画及び資金計画

「1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」及び「2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項及び事業量等に基づいて

画の予算を作成し、当該予算による業務運営を行うこと。

5 その他業務運営に関する重要事項

- (1) 施設・設備に関する計画  
本社・支社等に係る宿舎、研修施設又は実験設備等については、所要の機能を長期間発揮し得るよう、的確な維持管理に努めるとともに計画

中期計画の予算を作成し、当該予算による業務運営を行う。

- (1) 予算（人件費の見積りを含む） 「別表4」  
[人件費の見積り]  
中期目標期間中総額70,870百万円を支出する。  
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。  
なお、見積りを作成するにあたっては、給与改定率（ベア率及び昇級原資（率））及び消費者物価指数の伸率を、ともに0%と仮定して算出しているものである。
- (2) 収支計画 「別表5」
- (3) 資金計画 「別表6」
- 4 短期借入金の限度額  
一時的な資金不足に対応するための短期借入金の限度額は、単年度300億円とする。
- 5 重要な財産の処分等に関する計画  
なし。
- 6 剰余金の使途  
剰余金の使途については、次のとおりとする。
- (1) 一般積立金  
割賦負担金に対応する長期借入金又は水資源開発債券の借換の際の金利変動等に備えるための積立金
- (2) その他積立金  
新築及び改築事業並びに管理業務等に係る国民及び利水者の負担の軽減を図るための機構の経営基盤の強化及び利水者、地域住民等へのサービスの向上に資する業務
- 7 その他業務運営に関する重要事項
- (1) 施設・設備に関する計画  
中期目標期間中に実施する主な本社、支社及び局等に係る宿舎、研修施設又は実験設備等に係る整備・更新及び改修は、次のとおりとす

的な整備・更新を行うこと。

- (2) 人事に関する計画  
人員の適正配置により業務運営の効率化を図ること。
- (3) 積立金の使途  
公団から承継した積立金の使途への充実に当たっては、機構の財政基盤の保全・強化を図るとともに、国民及び利水者の負担の軽減に努めること。
- (4) その他当該中期目標を達成するために必要な事項  
利水者負担金に関する事項  
建設負担金を前払いする方式が可能な限り活用されるよう努めること。

る。  
「別表7」

- (2) 人事に関する計画  
業務運営の効率化を図るため、人員の適正配置・定員の削減を図る。
- 人事配置の再編  
最盛期を迎える事業にあつては、重点的な人員配置を行う。  
また、経営企画・環境・広報等の多角的な対応が求められる業務については、機動的な組織運営を確保するため、事務系職員と技術系職員が一体となって業務の推進が図れる人事配置とする。
- 定員の削減  
効率的組織整備や業務運営を図ること等により、定員の削減を図る。  
特殊法人時の最終年度（平成14年度）期首における定員  
1,894人  
中期目標期間の最終年度（平成19年度）期末における定員  
1,579人（315人）
- (3) 積立金の使途  
公団から承継した積立金の使途については、次のとおりとする。
- 一般積立金  
一般勘定においては割賦負担金に対応する長期借入金又は水資源開発債券の借換の際の金利変動等に備えるための積立金  
愛知用水事業特別勘定及び豊川用水事業特別勘定においては発生する利息を管理業務費へ充当するための原資としての積立金
- 目的積立金  
新築及び改築事業並びに管理業務等に係る国民及び利水者の負担の軽減を図るための機構の経営基盤の強化及び利水者、地域住民等へのサービスの向上に資する業務
- (4) その他当該中期目標を達成するために必要な事項  
利水者負担金に関する事項  
前払い方式の活用を最大限図ることとし、これを希望する利水者の要請には基本的に応じる。さらに、前払い方式と従来方式による負担額等に関する積極的な情報提供を行い、利水者の適切な判断に資する。

中期目標期間を越える債務負担

中期目標期間を越える債務負担  
中期目標期間中の事業を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。



## 別表1 「ダム等事業」

### 1. ダム等事業の進捗計画

#### (1) 事業の進捗概要

##### 1) 事業の完了・効果発現を予定している事業

事業名	主務大臣	目的					備考
		洪水調節等	河川の流水の正常な機能の維持等	農業用水	水道用水	工業用水	
滝沢ダム建設	国土交通大臣						平成19年度に完成させる。
徳山ダム建設	国土交通大臣						平成19年度に完成させる。

##### 2) 事業の進捗を予定している事業

事業名	主務大臣	目的					備考
		洪水調節等	河川の流水の正常な機能の維持等	農業用水	水道用水	工業用水	
思川開発	国土交通大臣						事業用地取得中
戸倉ダム建設	国土交通大臣						事業用地取得及び付替道路工事中
武蔵水路改築	国土交通大臣				*		関係機関協議中
川上ダム建設	国土交通大臣						事業用地取得及び付替道路工事中
丹生ダム建設	国土交通大臣						事業用地取得及び付替道路工事中
大山ダム建設	国土交通大臣						事業用地取得及び付替道路工事中
小石原川ダム建設	国土交通大臣				*		関係機関協議中

3) このほか、浦山ダム及び日吉ダム事業は平成18年度にダム建設調整費の償還完了を予定している。

#### (2) 計画事業量

事業用地取得量	3 km <sup>2</sup>
事業用地取得量(36km <sup>2</sup> )の9%である。	
付替道路施工延長	1.5 km
付替道路工事延長(138km)の11%である。	
ダム本体打設(盛立)量	1,125万m <sup>3</sup>
ダム本体打設(盛立)量(45百万m <sup>3</sup> )の25%である。	

注1) 目的欄中 \*は都市用水を示す。

注2) 上記進捗計画は、下記のような機構の裁量外である事項を除いて設定したものである。

- ・ 国からの交付金、補助金の各年度予算の変動
- ・ 水資源開発基本計画等国において決定される計画、行政機関が行う政策評価に関する法律に基づく個別事業の事業評価
- ・ 他の事業主体により実施される水源地对策の進捗状況、その他 他律的な事項
- ・ 自然災害、希少動植物の発見による環境保全、その他の予測し難い事項

注3) 滝沢ダム、徳山ダム、川上ダムでは、発電を受託している。

別表2「用水路等事業」

2. 用水路等事業の進捗計画

(1) 事業の進捗概要

1) 事業の完了・効果発現を予定している事業

事業名	主務大臣	目的					備考
		洪水調節等	河川の流水の正常な機能の維持等	農業用水	水道用水	工業用水	
房総導水路建設	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣						平成16年度に完成させる。
愛知用水二期	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣						平成18年度に完成させる。

2) 事業の進捗を予定している事業

事業名	主務大臣	目的					備考
		洪水調節等	河川の流水の正常な機能の維持等	農業用水	水道用水	工業用水	
印旛沼開発施設緊急改築	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣						機場工事中
群馬用水施設緊急改築	厚生労働大臣 農林水産大臣						水路工事及び機場工事中
豊川用水二期	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣						水路工事中
香川用水施設緊急改築	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣						水路工事及び調整池工事中

3) 両筑平野用水施設については、改築（二期）事業の計画的かつ機動的な実施について検討する。

(2) 計画事業量

水路工事（改築）延長	96 km
水路工事延長（改築含む、939km）の10%である。	
施設（ポンプ）改築	37台
ポンプ改築台数（新設含む55台）の67%である。	
堆砂土砂撤去量	190万m <sup>3</sup>
堆砂土砂の撤去量（548万m <sup>3</sup> ）の35%である。	
調整池本体盛立量	60万m <sup>3</sup>
調整池本体の盛立量（60万m <sup>3</sup> ）の100%である。	

注) 上記進捗計画は、下記のような機構の裁量外である事項を除いて設定したものである。

- ・ 国からの補助金の各年度予算の変動
- ・ 水資源開発基本計画等国において決定される計画、行政機関が行う政策評価に関する法律に基づく個別事業の事業評価、他の事業主体により実施される水源地対策の進捗状況、その他の他律的な事項
- ・ 自然災害、希少動植物の発見による環境保全、その他の予測し難い事項

別表3「施設管理」

施設名	主務大臣	目的					施設名	主務大臣	目的				
		洪水調節等	河川の流水の正常な機能の維持等	農業用水	水道用水	工業用水			洪水調節等	河川の流水の正常な機能の維持等	農業用水	水道用水	工業用水
矢木沢ダム	国土交通大臣						三重用水	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣					
奈良俣ダム	国土交通大臣						琵琶湖開発	国土交通大臣					
下久保ダム	国土交通大臣						高山ダム	国土交通大臣					
草木ダム	国土交通大臣						青蓮寺ダム	国土交通大臣					
群馬用水	厚生労働大臣 農林水産大臣						室生ダム	国土交通大臣					
利根大堰等*	農林水産大臣 国土交通大臣						初瀬水路	厚生労働大臣					
秋ヶ瀬取水堰等*	厚生労働大臣 経済産業大臣						布目ダム	国土交通大臣					
埼玉合口二期	厚生労働大臣 農林水産大臣 国土交通大臣						比奈知ダム	国土交通大臣					
印旛沼開発	農林水産大臣 経済産業大臣						一庫ダム	国土交通大臣					
北総東部用水	農林水産大臣						日吉ダム	国土交通大臣					
成田用水	農林水産大臣						正蓮寺川利水	厚生労働大臣 経済産業大臣 国土交通大臣					
東総用水	厚生労働大臣 農林水産大臣						淀川大堰	国土交通大臣					
利根川河口堰	国土交通大臣						池田ダム	国土交通大臣					
霞ヶ浦開発	国土交通大臣						早明浦ダム	国土交通大臣					
霞ヶ浦用水	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣						新宮ダム	国土交通大臣					
浦山ダム	国土交通大臣						高知分水	厚生労働大臣 経済産業大臣					
豊川用水	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣						富郷ダム	国土交通大臣					
愛知用水	農林水産大臣						旧吉野川河口堰等	国土交通大臣					
岩屋ダム	国土交通大臣						香川用水	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣					
木曾川用水	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣						両筑平野用水	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣					
長良導水	厚生労働大臣						寺内ダム	国土交通大臣					
阿木川ダム	国土交通大臣						筑後大堰	国土交通大臣					
長良川河口堰	国土交通大臣						筑後川下流用水	農林水産大臣					
味噌川ダム	国土交通大臣						福岡導水	厚生労働大臣					

注1) 期首の施設一覧を示す。

注2) 表中の特記事項

\* 利根大堰等及び秋ヶ瀬取水堰等は、目的に浄化用水の取水・導水を含む。

注3) 矢木沢ダム、奈良俣ダム、下久保ダム、草木ダム、浦山ダム、岩屋ダム、香川ダム、味噌川ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、比奈知ダム、池田ダム、早明浦ダム、新宮ダム、高知分水、富郷ダム及び両筑平野用水では、発電に係る業務を受託している。

注4) 本中期計画期間中に、房総導水路事業及び愛知用水二期事業が管理移行を予定している。

別表4「予算（人件費の見積りを含む）」

平成15年度～平成19年度予算

(単位：百万円)

収入		支出	
区分	金額	区分	金額
施設整備費補助金	877	業務経費	445,048
業務等収入	1,226,443	建設事業関係経費	314,570
受託収入	48,003	管理業務関係経費	129,898
業務外収入	2,746	その他業務経費	580
		施設整備費	877
		受託経費	47,043
		借入金償還等	674,230
		一般管理費	10,786
		人件費	93,209
		業務外経費	13,084
合計	1,278,069	合計	1,284,277

(注1) 業務等収入については、毎年度の予算編成において、交付金、補助金、長期借入金等の適切な組み合わせが決定されることから、一括して計上している。

なお、具体的な財源内訳については、各年度計画において明示する。

(注2) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注3) 借入金償還等は、業務等収入の構成により変わることがある。

別表5「収支計画」

平成15年度～平成19年度収支計画

(単位：百万円)

区別	金額
費用の部	671,695
経常費用	535,184
管理業務費	173,799
受託事業費	59,803
受託業務費	48,003
引当金繰入	2,148
調査業務費	580
減価償却費	250,852
財務費用	136,511
収益の部	720,603
管理業務収入	173,019
受託事業収入	59,803
受託業務収入	48,003
資産見返戻入	250,852
財務収益	188,927
純利益	48,908
目的積立金取崩額	2,789
総利益	51,697

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

別表6「資金計画」

平成15年度～平成19年度資金計画

(単位：百万円)

	区 別	金 額
資 金 支 出	業務活動による支出	777,184
	建設費支出	369,965
	管理業務支出	174,170
	受託業務支出	48,003
	その他の業務支出	185,046
	投資活動による支出	877
	有形固定資産等の取得による支出	877
	財務活動による支出	505,697
	借入金の返済による支出	283,207
	債券の償還による支出	222,490
	次期中期目標の期間への繰越金	13,121
	資 金 収 入	業務・財務活動による収入
投資活動による収入		877
施設整備費補助金による収入		877
前期よりの繰越金		19,329

(注1) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注2) 前期よりの繰越金は、水資源開発公団からのものを示す。

別表7「施設・設備に関する計画」

内 容	予 定(百万円)	財 源
情報機器更新	70	施設整備費補助金 ・承継積立金等
試験研究機器更新	57	
宿舍等更新	872	
特別分譲住宅割賦金	78	